

各位

株式会社 流通サービス
代表取締役社長 野村 眞一

関東運輸局管内 行政処分について

このたび、去る2012年12月17日、弊社 大和宅配センター営業所にて発生させました重大事故を端緒に、運送事業監査規則に基づき、特別監査が行われました。その監査の結果、以下の不適切事項が指摘され、国土交通省 関東運輸局より行政処分が命ぜられましたので、ご報告致します。

記

●違反事実及び処分内容

違反事実(適用条項)	基準日車等	適用
点呼を実施していないものがあり、点呼の実施結果の記録が不適切であったこと。 【未実施件数 1,802 件中 53 件】 【点呼回数 100 回に対する未実施件数 2 件】 【記載事項等の不備】	警告 警告	未実施 19 件以下 基準どおり
運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。 【実施状況 1/2 以下】	警告	一部不適切
認可を受けないで事業計画(営業所、自動車車庫及び休憩睡眠施設の新設)の変更を行っていたこと。	20 日車 10 日車 警告	当該営業所以外に営業所の区域外設置 自動車車庫 休憩睡眠施設
	処分日車数	30 日車

●使用を停止する輸送施設

- ・貨物自動車運送事業の事業用自動車 1 両

●使用を停止する期間

- ・2015年8月5日から2015年9月3日まで(30日間)

●事業計画の変更についての措置

- ・上記違反事実により、停止期間の終了日の翌日から3ヶ月間は、事業規模の拡大に伴う営業所の新設、自動車車庫の新設及び位置変更等の認可申請不可の制限を受けることとなります。

重大事故並びに今回の行政処分につきましては、皆様へは多大なご迷惑ご心配をお掛け致しますこと、心より深くお詫び申し上げます。

違反事実に対する改善については、点呼及び運転者への指導監督を確実に実施し、事業計画変更申請を管轄する運輸支局に提出し認可を頂く等、既に是正を行い適切な運用を図っております。

弊社は、この処分を厳粛に受け止め、一般貨物運送事業者として、事故削減と再発防止並びに更なる安全運行を徹底すると共にコンプライアンスを順守し、輸送の安全確保に努めて参ります。

以上